

栗国空港協議会設置要綱

(設置)

第1条 現在の栗国空港を拡張整備することにより、栗国島における民生の安定向上と産業等の振興に資することを目的として、栗国空港協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会では、次の事項について協議する。

- (1) 栗国空港の整備計画に関する事
- (2) 栗国空港のP I実施に関する事
- (3) 定期航空路線就航に関する事
- (4) 栗国空港の円滑な建設整備の推進に関する事
- (5) その他

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県企画部企画調整統括監
- (2) 沖縄県土木建築部土木整備統括監
- (3) 沖縄県土木建築部南部土木事務所長
- (4) 栗国村長

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、沖縄県土木建築部土木整備統括監がこれにあたる。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(幹事会)

第6条 協議会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は協議会を補佐し、協議会に提示する事項及び協議会から求められた事項について協議する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、下記に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 沖縄県土木建築部参事（幹事長）
 - (2) 沖縄県企画部交通政策課長
 - (3) 沖縄県土木建築部空港課長
 - (4) 栗国村副村長
- 4 幹事会は幹事長が招集し、必要があると認めるときは幹事以外の者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務は、沖縄県土木建築部空港課及び栗国村経済課が相互に連携して処理にあたる。

(その他)

第8条 その他、協議会運営に必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月14日より施行する。